

《改正後の「広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例」(全文)》

(赤字の部分は、内容が改正された部分)

広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の歡樂的雰囲気を過度に助長するような方法による風俗案内を防止するために必要な規制を行うことにより、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するとともに、繁華街その他の地域における健全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「風俗案内」とは、次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者(第4条第5号及び第6号において「利用者」という。)の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。

- 一 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業
- 二 歡樂的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業

2 この条例において「風俗案内業」とは、風俗案内を行うための施設(以下「事業所」という。)を設け、当該事業所において風俗案内を行う事業をいう。

(届出)

第3条 **風俗案内業**を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の10日前までに当該事業所ごとに、広島県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- 一 **氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び生年月日)**
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 **事業所の構造及び設備の概要**
- 四 **事業所における風俗案内業に係る業務の実施を統括して管理する者の氏名、住所及び生年月日**
- 五 **風俗案内を開始しようとする年月日**

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第2号に掲げる事項にあっては、事業所の名称に限る。)に変更があったとき、又はその届出に係る風俗案内をやめたときは、その変更があった日又は風俗案内をやめた日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なけ

ればならない。

3 前2項の規定による届出には、風俗案内業の方法を記載した書類その他の公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(禁止行為)

第4条 風俗案内業を行う者(以下「事業者」という。)は、風俗案内に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 午前零時(別表に定める地域にあっては、午前1時)から日出時までの時間において、風俗案内を行うこと。
- 二 事業所周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせること。
- 三 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、**第2条第1項各号**に掲げる営業において提供される行為若しくはこれに従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品を表示し、掲出し、又は配置すること。
- 四 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激するものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号を表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置すること。
- 五 午後10時から翌日の日出時までの時間において、事業所で18歳未満の者を利用者に接する業務に従事させること。
- 六 18歳未満の者を事業所に利用者として立ち入らせること。

(風俗案内業務に従事させようとする者の生年月日の確認等)

第5条 事業者は、公安委員会規則で定める方法により、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日を確認しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(従業者名簿)

第6条 事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、事業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該事業所における風俗案内業に係る業務に従事する事業者の代理人、使用人その他の従業者(以下「従業者等」という。)の氏名、住所及び生年月日その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

(指示)

第7条 公安委員会は、事業者又は従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定又は他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、青少年の健全な成長を阻害する行為又は繁華街

その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業停止命令)

第8条 公安委員会は、事業者若しくは従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定若しくは他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を著しく阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに著しい障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は事業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

- 第9条** 公安委員会は、前条の規定により風俗案内業の停止を命じようとするときは、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
 - 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。
 - 4 第1項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

- 第10条** 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

- 第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 一 第4条第5号又は第6号の規定に違反した者

- 二 **第8条**の規定による命令に違反した者
- 2 第4条第5号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第3条第3項の添付書類を提出せず、又は虚偽の記載のあるものを提出した者

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第2項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
- 二 第6条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第10条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**前3条**の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても**各本条**の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(風俗案内業の届出に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項に規定する風俗案内業(次項において「風俗案内業」という。)を行っている者については、この条例の施行の日から1月を経過する日(その日以前に次項に規定する届出及び書類を提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、新条例第3条第1項及び第3項の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する者が、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間に、公安委員会規則で定めるところにより、当該風俗案内業について新条例第3条第1項各号に掲げる事項を同条第3項に掲げる書類を添付して公安委員会に届け出たときは、当該届出をした者は、この条例の施行の際現に新条例第3条第1項の届出をして当該風俗案内業を行っている者とみなす。
- 4 前項に規定する届出又は書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者は、3

0万円以下の罰金に処する。

- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前項の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

別表（第4条関係）

広島市中区のうち胡町1番街区から5番街区まで，銀山町，新天地1番街区，6番街区及び7番街区，田中町，流川町，西平塚町，堀川町1番街区から4番街区まで，三川町1番街区，8番街区及び9番街区，薬研堀並びに弥生町の区域
--